

## 「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案） 《コーポレートガバナンス・コード原案》」に対する意見

金融庁総務企画局企業開示課 有識者会議事務局 御中

2014年12月17日付けで貴庁から公表された資料「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）」につきまして、次のとおり意見を提出させていただきます。

（案）の【基本原則4】は取締役会等の責務は、戦略的方向付け（原則4-1）と経営陣幹部によるリスクテイクを支える環境整備（原則4-2）、そして経営陣・取締役の監督（原則4-3）としています。本コードは、我が国の実効的なコーポレートガバナンスを実現する原則（プリンシプル）として広く海外の投資家に注目をされることとなります。その際には「OECDコーポレートガバナンス原則」から「UKコーポレートガバナンス・コード」にいたる、ガバナンスの枠組みによる取締役会の経営陣に対する有効な監視、それを、独立した非業務執行の取締役（Independent Non-executive Directors：INED）を活用して経営陣・執行者（Management/Executive）を監督（Monitor/Supervise）させるという文脈を我が国の原則を定めるコードから外すことはできないと思います。

しかしながら、（案）における【原則4-6. 経営の監督と執行】は「上場会社は、取締役会による執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。」と述べるにとどまり、【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】、【4-8. 独立取締役の有効な活用】、および【4-9. 独立取締役の独立性判断基準及び資質】では独立社外取締役が業務執行取締役（Executive Director）なのか非業務執行取締役（Non-executive Director）なのか、経営執行を行う（Managing）のか監督を行う（Supervisory）のかを明確にしていません。公開された2014年11月25日の有識者会議議事録における事務局によるご説明では、4-6は「いきなり4-7で独立社外取締役について議論をする前に、ワンクッション、いわゆる橋渡しとなるような規定」であり、「経営の監督と執行の関係について」の記載であると解説されています。

独立社外取締役を経営の執行から分離できれば、経営陣や業務執行（社内）取締役の執行に対する実効性のより高い監督が可能になります。原則4-7、4-8、4-9の「独立社外取締役」を「独立非業務執行取締役」と変更することが理想ですが、少なくとも原則4-6は、「検討すべきである。」にとどまらない「方針を開示すべきである。」との表現に強化すべきであると考えます。

補充原則4-1①では、取締役会と経営陣の委任範囲の開示が定められています。すぐれたガバナンスを目指す企業は、コーポレートガバナンス・コードの原則の浸透とともに、取締役会への付議事項を検討し、経営陣（Management）への委任度合を高めてスピード経営を目指し、取締役会での独立非業務執行取締役（INED）の割合を高めることにより取締役会による監視の実効性を高め

てスピード経営を目指し、取締役会での独立非業務執行取締役（INED）の割合を高めることにより取締役会による監視の実効性を高める方向を目指すのだと確信します。

以上

2015年1月19日

提出者：

濱田真樹人

一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事長

連絡先：

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル 12階

電話番号：03-5296-8338 email: hamada@acfe.jp